

八重山地区県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

八重山地区の県立学校における臨時休業について(通知)

令和3年5月28日付け教県第437号により県立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための分散登校について通知したところですが、中山義隆石垣市長から別紙のとおり、石垣市内の県立学校に対して臨時休校措置の要請があります。

石垣市では、本ウイルスの変異株の流入等により、感染拡大に歯止めがかからない状況であり、市からの要請を踏まえ、下記の通り、臨時休業とします。

ついては、幼児児童生徒、職員、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

1 臨時休業期間等

休業の期間は、6月2日(水)から6月13日(日)までとする。

2 臨時休業の対象等

八重山地区県立学校4校

3 特別支援学校の幼児児童生徒の対応

幼児児童生徒が日常的に利用している放課後等デイサービスが利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

4 学びの保障について

臨時休業期間の自宅学習については、オンラインによる学習支援を行うこと。

また、自宅にオンライン環境が整っていない児童生徒に対しては、登校させるなど個別の学習支援を行うこと。

5 部活動等の取扱について

臨時休業の期間、部活動は休止とする。

6 学寮・寄宿舎の児童生徒の帰省の制限について

原則として、この期間は学寮・寄宿舎は開寮し、自宅等への帰省は控えさせ、寮内でのオンラインによる学習支援を行うこと。その際は保護者への理解と協力をお願いすること。

7 その他

臨時休業期間の不要不急の外出を慎むよう、指導を徹底するとともに、保護者等へも協力を依頼すること。